

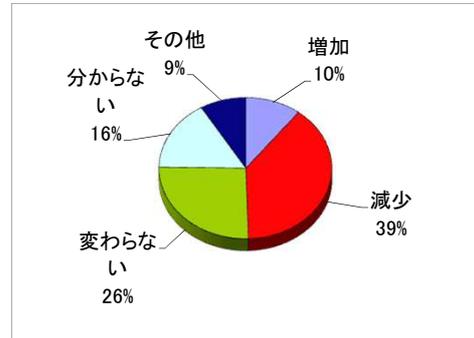
「法曹人口問題アンケート」集計結果(2009年8月4日時点)

回答数	104
回答率	17.7% ※588人として計算

1. あなたの最近の相談や受任件数の分量は、どのような増減傾向ですか。

増加	11
減少	41
変わらない	27
分からない	17
その他	9

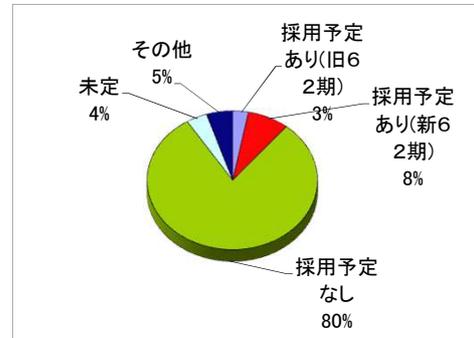
※1



2. 2009年の司法修習終了者の採用予定について  
(1) 採用予定がありますか。

採用予定あり(旧62期)	3
採用予定あり(新62期)	8
採用予定なし	81
未定	4
その他	5

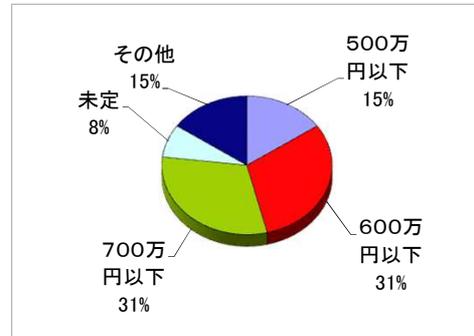
※2



(2) 採用予定ありとされた方はどの程度の給与額をお考えですか。

500万円以下	2
600万円以下	4
700万円以下	4
未定	1
その他	2

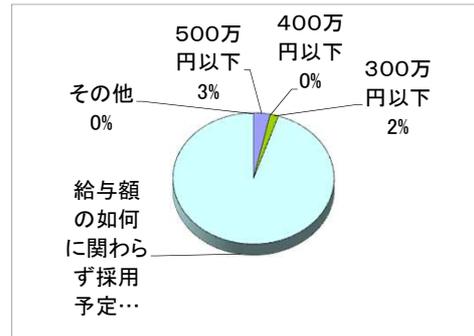
※3



(3) 上記(1)で採用予定なしと回答された方で給与が低額であれば採用したいとお考えの方はどの程度の給与額をお考えですか。

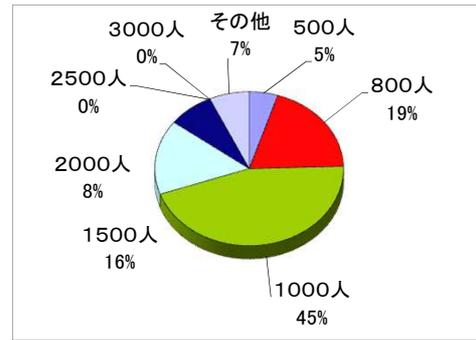
500万円以下	2
400万円以下	0
300万円以下	1
給与額の如何に関わらず採用	57
その他	0

※4



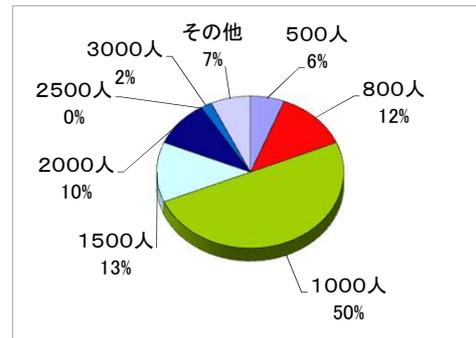
3. 当初の予定では2010年には3000人の司法試験合格者が出るようになっていましたが、2010年時点で希望者のほぼ全員が法曹三者に就職できる司法修習修了者の人数は、どの程度とお考えですか。

500人	5
800人	20
1000人	46
1500人	16
2000人	8
2500人	0
3000人	0
その他	7



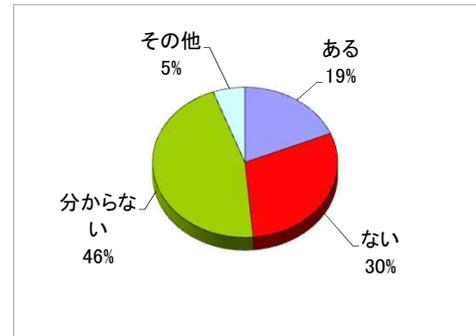
4. 今後5年間程度での司法試験合格者は年間何人程度が妥当とお考えですか(法曹三者以外の他分野への進出の是非と可能性もお考え合わせの上、お答え下さい。)

500人	6
800人	13
1000人	51
1500人	13
2000人	10
2500人	0
3000人	2
その他	7



5. (1) 今後新たに弁護士に需要拡大が望める分野・範囲があるとお考えですか。

ある	20
ない	32
分からない	49
その他	6

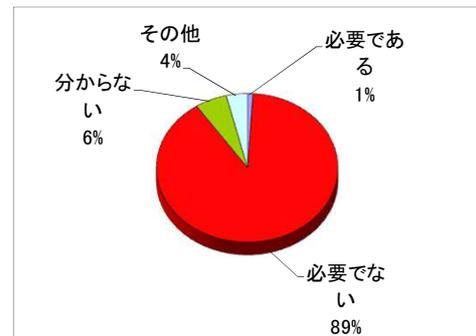


(2) 上記(1)で「需要拡大が望めない」と回答された方は、その理由をご教示下さい。 ※8

(3) 上記(1)で「ある」と回答された方は、どの分野・範囲に、どの程度の拡大ができるかを、ご教示下さい。 ※9

6. 司法試験合格者を年間3000人に増加させ、2018年には実働法曹人口を5万人規模にすることが予定されていますが、2018年に実働法曹人口を5万人規模にする必要性についてどのようにお考えですか。

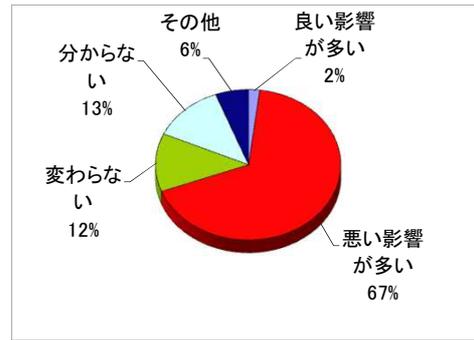
必要である	1
必要でない	95
分からない	6
その他	4



7. 司法試験合格者が年間2500人～3000人に増員された場合の国民生活に与える影響についてどうお考えですか。

良い影響が多い	2
悪い影響が多い	70
変わらない	13
分からない	13
その他	6

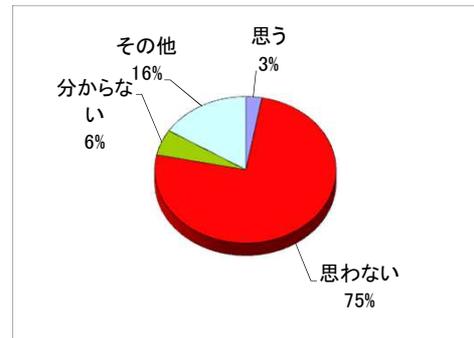
※11



8. 弁護士業務は自由競争に馴染むと思いますか。

思う	3
思わない	80
分からない	6
その他	17

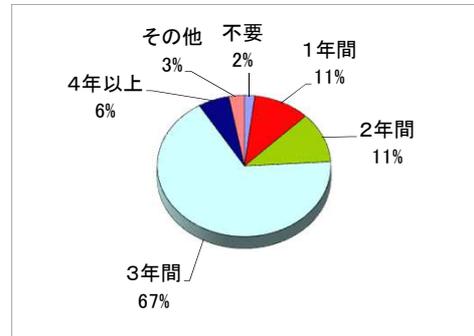
※12



9. 司法修習終了後、イソ弁等として実務的なトレーニングが必要だと思いますか。

不要	2
1年間	11
2年間	12
3年間	70
4年以上	6
その他	3

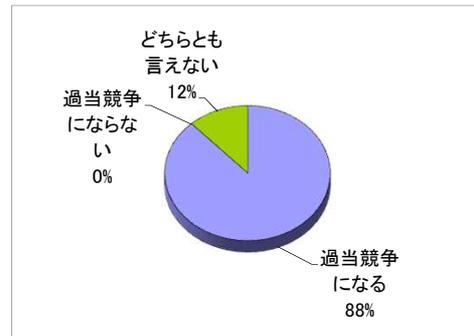
※13



10. 下記のうち、司法試験合格者が2010年に年間3000人に増員された場合の効果として当てはまると思うもの全てにチェックして下さい。

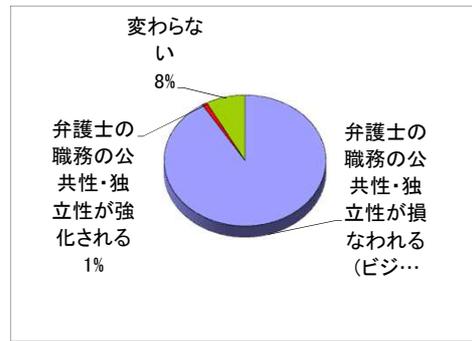
(1)

過当競争になる	89
過当競争にならない	0
どちらとも言えない	12



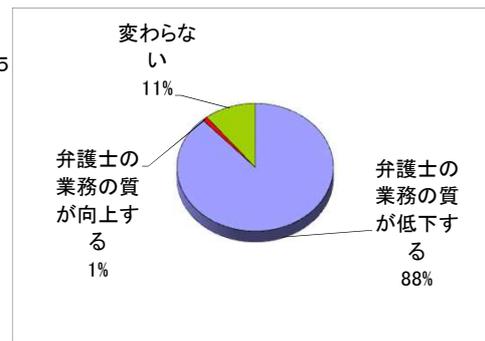
(2) 弁護士の職務の公共性・独立性が損なわれる(ビジネス化が進む)	93
弁護士の職務の公共性・独立性が強化される	1
変わらない	8

※14



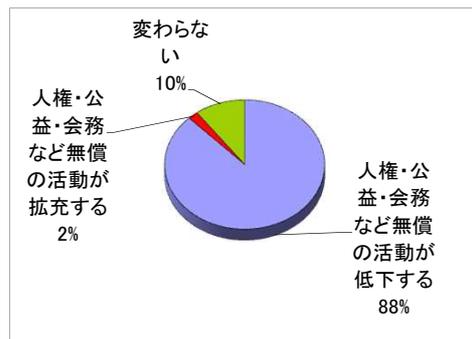
(3) 弁護士の業務の質が低下する	83
弁護士の業務の質が向上する	1
変わらない	10

※15



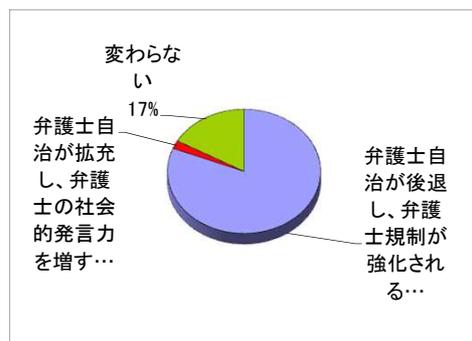
(4) 人権・公益・会務など無償の活動が低下する	86
人権・公益・会務など無償の活動が拡充する	2
変わらない	10

※16



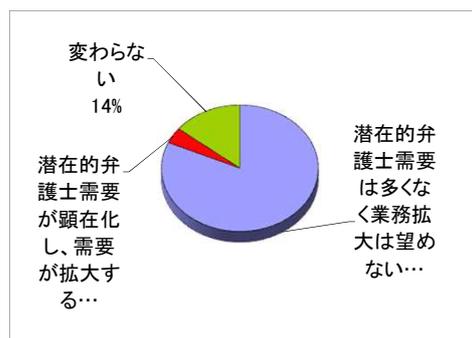
(5) 弁護士自治が後退し、弁護士規制が強化される	77
弁護士自治が拡充し、弁護士の社会的発言力を増す	2
変わらない	16

※17



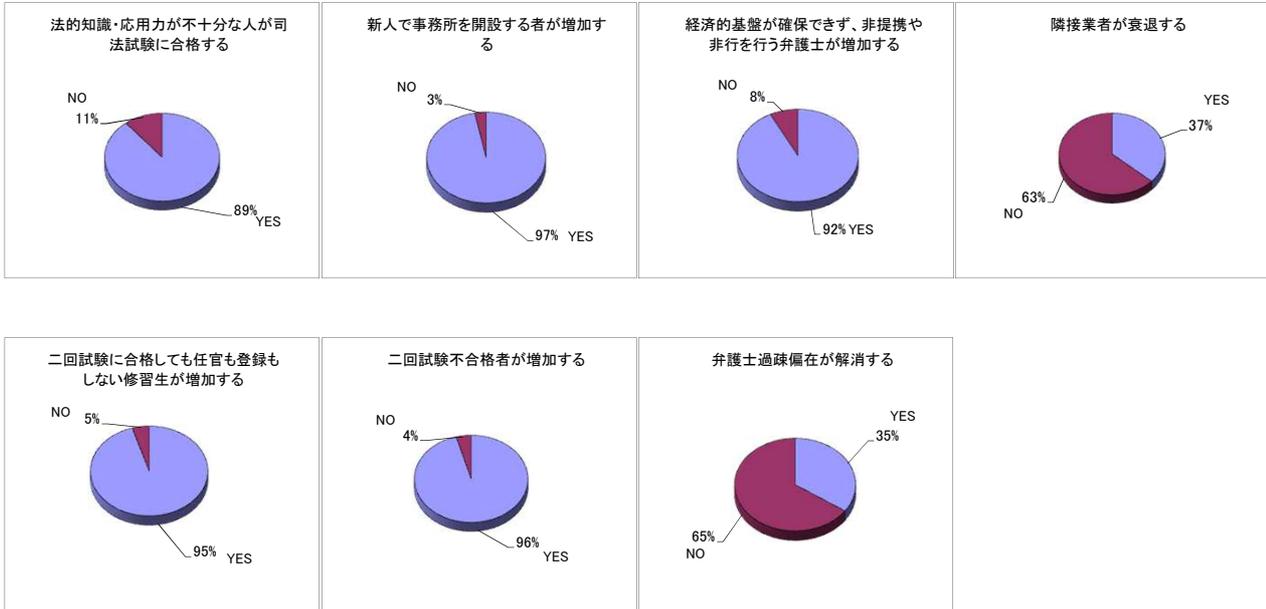
(6) 潜在的弁護士需要は多くなく業務拡大は望めない	80
潜在的弁護士需要が顕在化し、需要が拡大する	4
変わらない	14

※18



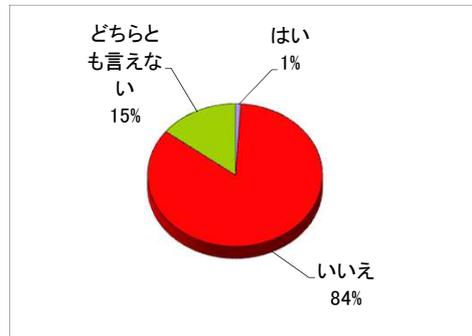
	YES	NO
(7) 法的知識・応用力が不十分な人が司法試験に合格する	82	10
新人で事務所を開設する者が増加する	94	3
経済的基盤が確保できず、非提携や非行を行う弁護士が増加する	86	7
隣接業者が衰退する	33	57
弁護士過疎偏在が解消する	36	68
二回試験不合格者が増加する	90	4
二回試験に合格しても任官も登録もしない修習生が増加する	61	3

※19



11. 司法試験合格者の増大で  
弁護士の職業としての魅力は  
増大すると思いますか。

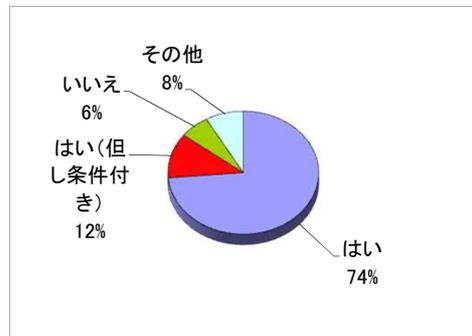
はい	1
いいえ	87
どちらとも言えない	15



12. 当会として司法試験合格者数  
について人数を入れた意見を  
発表すべきだと思いますか。  
\*条件付きの方は、どのような  
条件が必要かお書きください。

はい	81
はい(但し条件付き)	13
いいえ	7
その他	9

※20



- ※1
- ・H21は少し増えている。
  - ・他会からの移籍の影響が大であるが、移籍しなくても減少していたと思う。
  - ・債務整理事件は増えているが、一般民事事件は減少傾向。
  - ・国選のみ増加。その他は減少。
  - ・顧問会社のリーガルチェックがやたら増えている。
  - ・激減・枯渇。
  - ・独立したばかりなのでわからない。
  - ・債務整理以外は減少。
  - ・事務所を移転したため、何とも言えません。
- ※2
- ・採用済み。
  - ・勤務弁護士なので、採用について決定権はありません。
  - ・経費分担制が原則(但し初年度は経費分担なしの予定)なので応募者未定。
  - ・勤務弁護士であるため、回答できません。
- ※3
- ・所得の最低保障制
- ※4
- ※5
- ・1500～2000人(2000人に近い)
  - ・1500～2000人
  - ・300人
  - ・わからない。
  - ・感覚として1000人程度。
  - ・800～1000人
  - ・わからない。
- ※6
- ・1500～2000人(2000人に近い)
  - ・800～1000人
  - ・300人
  - ・1000～1500人
  - ・1200～1500人程度。但し、1500人だと就職浪人が出るのは必至と思います。
  - ・感覚として1000人程度。
  - ・合格者を絞るのか、法曹となる者を絞るのかということでは？
- ※7
- ・多分、あると思うが、それが何であるかは自分にはわからない
  - ・任期付職員が言われているようであるが、任期付職員の趣旨は、民間の専門的知見の活用で、まともに弁護士としての経験を積んだ者がいくべきもの。趣旨にそった就任がされなければならない。
  - ・需要はあるが、弁護士はフィットしない。
  - ・需要はある。しかし、それは市場原理になじまない分野(貧困、労働、福祉、精神医療、介護、刑事)である。
  - ・需要拡大すべきは、既存の弁護士にとっても当然のこと。需要が拡大したからといって、増えた弁護士が食べてゆける訳ではない。
  - ・開拓すべきだが、悲観的。
- ※8
- ・あれば逆に教えて欲しい。
  - ・現在の社会・経済基盤のもとで大きく拡大する分野があるとは思えない。
  - ・法曹内部即ち裁・検・弁の三者の需要は、既に充滿している。その他の領域での拡大は到底期待できないから。
  - ・法律分野についての需要はある。例えば国際取引法務などは地方においても需要はあるだろう。しかし、現在の弁護士事務所の大多数は訴訟を専門にしており、そこでつちかわれた経験を上記需要にフィットさせられない。となるとそこに就職する弁護士も同様。
  - ・弁護士費用と提供するリーガルサービスがマッチしていない。費用を下げれば需要拡大はあるかもしれない。
  - ・人口が減少し、高齢化社会へ移行する。それに従い経済活動も衰退する。弁護士への需要は益々減る一方である。
  - ・日本全体でみて、事件は減っている。
  - ・需要拡大が望めるのであれば、現時点で修習生の就職難は生じていないはず。
  - ・ここ数年間をみて、需要拡大が望める先は見つかっていない。
  - ・すでに弁護士の供給過多である。
  - ・需要拡大となる社会的基盤に大きな変化が見られそうもない。そもそも、法曹人口の拡大に社会的な需要を見込んだという考えがな
  - ・司法試験合格者(＝一応リーガルマインドある人材)が多数、企業や行政に入ってゆくのは結構だが、「弁護士」という職業での活動範囲は、合格者増にはおいつかない。
  - ・価格を無条件に引き下げれば、もちろん需要はあると思いますが、採算との両立を考えると、需要拡大は望めないとします。
  - ・弁護士の収入に寄与する事件は限定的である。いかに潜在的需要があったとしても、経済的にペイする事件は限られる。
  - ・少子・高齢化・人口減。
  - ・これまで拡大に努力してきた結果を見れば明らかだと思います。
  - ・「ない」ことの説明は難しいですが…、企業や自治体など採用の受皿と期待された団体からはほとんど関心は示されていないように感じ
  - ・今までも、都市部では弁護士は余っているくらいだったのであり、そのような地域でも新分野はほとんどなかった。そうであれば、人数が増えたからといって拡大するような、健全な需要はない。
  - ・構造改革に伴う規制緩和に対する反省がなされ、むしろ事前規制が見直される傾向の中で、弁護士の需要拡大が望めるわけがない。
  - ・日本では登記は司法書士、税金は税理士、知財は弁理士というように専門の士業種が存在するので、弁護士は訴訟分野でしか仕事をやる余地はないと思われる。訴訟の数が今の弁護士の増加数ほど今後増加するとは思えない。
  - ・弁護士は需要拡大に努めるべき職業とは思いますが、今まで散々「需要拡大」に努めてきてこれではありませんか。
  - ・①企業内弁護士については、我が国企業の性格、動向(景気悪化etc)等からして、増加は期待薄。②社会の高齢化、少子化、人口減少を考えると、へるのが当然。
  - ・それほど必要とされていない。
  - ・商取引の相手方が倒産し、債権回収不能により、依頼がない。債務整理件数が激減している。少額事件が司法書士に依頼されている。
  - ・最近、事件数に明らかな頭打ち現象が見られる。いろいろと無理をして、業務拡大を追求しても、それによって収入が増えるわけではなく、むしろ、過労による弊害が顕著になりつつある。今後の業務拡大は考えられない。
  - ・ないから、ない。
  - ・現実には日弁連の執行部が専門部署において、業務拡大につとめているようであるが、その成果はゼロに等しいのではないか。日弁連に問い合わせて、その成果を聞いて公表してほしい。
  - ・約12年間弁護士をしてきて、増加したのは無料法律相談、会議、低額な公的機関による仕事のみであり、自分自身新たな分野について考えられないため。

- ※9 ・司法書士の分野を奪う。広範囲はのぞめない。  
 ・予防法務、戦略法務は大企業のみならず、否むしろ中小企業に無限のマーケットがある。弁護士の対応能力の問題さえあれば、であるが。全国おしなべて県庁所在地+α=約60都市に10人として600人、50人とすれば3000人程度は(時間はかかるかもしれないが)拡  
 ・コンビニエンスストアに弁護士を一名ずつ常置させるべきである。コンビニにおいては、弁当の値下げ販売、客のクレーム対応、深夜労働の可否等、法的判断が求められる場面が多い。コンビニは日本に4万店超あるところ、これで4万人の弁護士需要が見込める。  
 ・法律扶助事件。法律扶助の公的資金投入、報酬基準の大幅引上げを前提に。  
 ・高齢者・障害者支援部門(成年後見人を含む)  
 ・高齢者・障害者問題など、あまり収益の多くない、しかもこれまで弁護士があまり取り組んでこなかった分野。  
 ・地方では、まだまだ弁護士が数的に不足していると感じる。とはいえ、現状の弁護士増によって、この問題が解消されるとは思えない。  
 ・行政、教育、いずれも現行報酬水準では、事務所維持は困難であると思料します。  
 ・消費者問題、被疑者国選、企業コンプライアンス等、広い分野にありえるが、急激な拡大は望めないし、増える弁護士の経営基盤になりえるものにはなかなか至らないと思われる。  
 ・成年後見等高齢者問題、中小企業の事業承継等。ただし、現在の増員スピードに対応できるものではないと考える。  
 ・中小企業者の事件、企業内弁護士、公務員(任期付)  
 ・立法、地方公共団体の法務(特に、未収金回収)、福祉(成年後見をはじめとする財産管理、虐待防止等)。  
 ・貧困問題、市民オンブズマン(行政のチェック、住民監査→住民訴訟)。ただし、私の個人的な関心の分野であり、単純に「需要拡大が望める」というものでもない。  
 ・労働、福祉、消費者や刑事の分野ではまだまだ需要は拡大が望めるが、あるべき活動量と報酬のバランスがとれていないので、現実の拡大は困難な面もある。  
 ・高齢者関係、生活保護関係  
 ・金融監督庁など行政の検査部門に官庁内弁護士を義務づける立法をする。実現可能性は低い。  
 ・高齢者・障害者分野にかなり大きく拡大可能。  
 ・企業法務、知財
- ※10 ・5万人とするという根拠は何もない。  
 ・現実の需要(実需)がないので(5万人規模にする必要はない)。  
 ・能力の伴わない資格取得者を増やすことに意味はない。  
 ・基盤整備ができるかどうかによる。
- ※11 ・両面があるだろう  
 ・いずれの影響もありうると思う。  
 ・弁護士倫理に反した事例が多くなりそう。  
 ・一概には言えないが、悪影響が増加するという点はあると思う。  
 ・低価格にはなると思うが、リーガルサービスの質は保証されない。  
 ・司法界やこれを現に利用する一部の国民の間では悪影響が強いと思われるが、国民全体から見ると一概にいいない。
- ※12 ・もうかる仕事はなじむ。もうからない仕事はなじまない。弁護士の仕事はもうかる仕事だけではない。ここが大事。  
 ・全くの競争を否定するものではありません。  
 ・市場原理になじむ職業ではないし、そうあってはならないと思う。  
 ・なじむ部分となじまない部分がある。  
 ・なじむ面と、なじまない面がある。たとえば、法的知識が不十分な者、勉強不足な者、尊大な態度をとる者は淘汰されてしかるべきであ  
 ・業務の内容によると思う。  
 ・競争は不可避。「自由」の意味が問題である。  
 ・質問自体失当。  
 ・サービス業だから当然馴染む。が、業務の適正の担保が必要。  
 ・ジャンルによる。企業法務、倒産法務は馴染む、刑事、人権関係は馴染まない。  
 ・競争は必要だと思いますが、誠実に事件を処理している弁護士が採算が取れる必要はあります。  
 ・馴染む面と、そうでない面がある。  
 ・自由競争というなら、会務、委員会、公益活動(国選等)にそれなりの報酬が必要。国選や法テラスのボランティアよりまし程度の報酬ではやっていられない。弁護士のボランティア精神を当然と考えないでほしい。  
 ・当然競争はあってしかるべきだが、過当なものは倫理を低下させる。  
 ・弁護士業務は元々自由業であったが、弁護士活動の在り方がルール化されたり、法テラスなどで報酬の画一化がされたりして、種々の制約も出てきている。自由競争にはなじまない主張と法テラスなどによる報酬画一化反対とは相反する面が多い。  
 ・業務の内容や性質による。
- ※13 ・人による  
 ・人による  
 ・現行の1年修習を前提とする限り4年以上。
- ※14 ・わからない。
- ※15 ・変化する。  
 ・質が下がって低価格化する。
- ※16 ・わからない。  
 ・人口だけが要因ではない。  
 ・率的には低下するだろうが、総数では増加もありうる。
- ※17 ・わからない。  
 ・人口だけが要因ではない。
- ※18 ・わからない。  
 ・わからない。潜在的需要はまだあると思われるが、条件整備が遅れているので顕在化しない。
- ※19 ・わからない。
- ※20 ・法曹人口にいくらという絶対値はない(ありえない)。1500~2000人(2000人でもよい)。現時点において、1500~2000人程度にどのどめ、3~5年程度様子を見る。その後、増大もありうるし、減少もあるだろう。  
 ・できるだけ早く意見を表明すべき。  
 ・大まかな方向性では一致できても、人数について会内合意がとれない可能性が大きい。多数決で押し切ることは絶対反対。会内合意がとれれば発表すべきでしょう。  
 ・増員反対の立場で、会としての総意といえる数字が出るのであれば。  
 ・「需要がない」という表現は誤解を招くので、さけた方がよいと思う。  
 ・市場原理になじまない分野での活動に伝えるため、公的扶助の充実をはかるべき。  
 ・しっかりと数字の根拠をつけることが条件  
 ・人数を入れた意見を出すことは賛成ですが、弁護士を特権階級化させるかのような印象を抱かれるのは避けるべきだと思います(攻撃材料を与えてしまうため)。よって、「500人」とか「800人」とかを明記するのは賛成しません。  
 ・十分議論をつけて、圧倒的でなくとも相当数の多数意見での採択を。  
 ・司法改革審の意見書やそれを受けた閣議決定で定められた司法改革計画のうち、法曹需要拡大のため条件整備が大幅に遅れている現状を踏まえた適正数を出すことが望ましいから(簡裁判事や副検事を止めて、法曹資格者を登用するなど)。  
 ・現役の新司法受験生は年間3000人合格体制を「約束」されてローに入った。早急に3000人はムリと公式にみとめるが、今、3000人前提で入った子たちのための経過措置5年は必要。つまり2015年から1500~2000人という意見がよい。  
 ・アンケート項目でもそうですが、人数の前提となる事柄を書いておく必要があるのではないですか？